

◆申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署	2月16日(木) ～ 3月15日(木) ※ただし土日は除く	8:30～12:00 13:00～17:00
役場住民課 (1階会議室)		
大津コミセン	2月17日(金)	10:00～16:00

※池田税務署では郵送での受付も行っていきます。

■申告しなければならぬ方  
平成24年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方。  
○平成23年中(1月1日～12月31日)に、何らかの所得があったすべての方

平成23年分所得税・平成24年度分町道民税の確定申告を届けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。  
なお、非常に混雑しますので早めに申告をお済ませください。

確定申告を受け付けます



税金

2月の『ほっとサロン』

▽各サロン利用料100円  
(※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります。)

ほっとサロン茂岩

日 2月3日(金)・8日(水)・17日(金)・22日(水)  
3月2日(金)・7日(水) 13:00～15:30

ほっとサロン豊頃

日 2月17日(金)  
所 豊頃コミセン 9:30～15:00

豊頃サロンは今年度最終日だよ!



ほっとサロン大津

※お休み

ご参加お待ちしております!  
ボランティアのつどい

例年実施しています「ボランティアのつどい」は、3月上旬に開催する予定で準備をしています。詳しくは、新聞折り込み等でお知らせします。皆様のご参加をお待ちしています!

問 社会福祉協議会 ☎(574) 3143

いき★いき健康教室

運動不足の方!メタボな方!足腰が弱い方!心見です!!

日 2月22日(水) 13:30～

所 ふれ愛プラザ

※茂岩ほっとサロンと同日開催です。運動後はぜひサロンでおくつろぎください。(サロンは利用料がかかります。)

内容

- ▷ふまねっと=アミを踏まないように様々なステップで歩く運動です。
- ▷ガンバルーン体操=柔らかいゴムボールを使った座ったままできる体操です。

“ガンバルーンゲームオリンピック”の競技練習に参加しませんか?

ボランティアのつどい“ガンバルーンゲームオリンピック”の競技練習を行います。

【とき】 2月28日(火) 13:30～

【ところ】 保健センター



■年金受給者の方へ■

平成23年度分以後の各年分について、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は心配なくなりました。

- ※この場合であっても、還付を受けるために確定申告書を提出することができます。
  - ※確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- ◇詳しくは、役場住民課にお問合せください。

- 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方でも他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
- 国民健康保険に加入して所得税、町道民税の申告をしていない方

◆申告相談所開設日程

会場	
役場 1階会議室	
月日	時間
2月17日(金)	10:00～16:00

お気軽にご相談ください!

■税務署の申告相談所を開設

※申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

- 申告のときに必要なもの
- 印鑑(振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑)
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書(国民年金保険料の控除を受ける際には、証明書が必要)
- 医療費控除の申告をする方は、領収書を受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。
- 所得税の振替納税または還付請求する方は、本人が開示している銀行等の口座番号

問 役場住民課住民税係 ☎(574) 2213



NHK放送受信料の免除申請について

身体障害者手帳等をお持ちで、次の免除基準に該当する方は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

	全額免除	半額免除
身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合	○視覚・聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である場合 ○身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方が世帯主である場合
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により重度の知的障害者と判定された方が世帯主である場合
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合	精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が、世帯主である場合

持ち物▽印鑑・身体障害者手帳・療育

手帳・精神障害者保健福祉手帳  
問 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214  
※大津支所でも申請できます。

障害者控除対象者の認定について

所得税法、地方税法に係る老年者の障害者控除を受けようとする方(身障・療育手帳等の交付を受けていない方)は、町長が認定する認定書が必要になります。

問 詳細は、役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214へお問合せください。

社会福祉法人豊頃愛生協会 職員を募集します

社会福祉法人豊頃愛生協会では、現在茂岩栄町に建設中で今年4月に開設予定の地域密着型特別養護老人ホーム・特別養護老人ホームとよこら荘・デイサービスセンターとよこら苑の職員を次のとおり募集します。

- 【採用予定数】
- ▽看護スタッフ(正職員) 2名
- ▽介護スタッフ(正職員・準職員・契約職員・パート職員) 18名
- 問 応募希望の方は、社会福祉法人豊頃愛生協会(担当 佐々木・安藤) ☎(574) 2627までお申込みください。

その他

住基カードの電子証明書を利用のみなさまへ 電子証明書の有効期限は3年です

電子証明書の有効期間は発行日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合には、電子申告などの電子申請・届出ができなくなります。引き続きご利用いただくためには、更新手続きが必要です。発行時にお渡しした「電子証明書の写し」で有効期間満了日をご確認ください。(有効期限が分からないときはお問い合わせください)

- 更新手続きは、満了日の3か月前から手続きできます
- 更新手続きを行うことで、現在の電子証明書は失効します
- 新しい電子証明書の有効期間は更新手続きした日から起算して3年間となります
- 更新手続きに必要なもの
- ・電子証明書を記録する申請者本人の住民基本台帳カード
- ・印鑑
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- ・発行手数料500円

問 役場住民課住民環境係 ☎(574) 2213